

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

近年、温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化や天然資源の枯渇といった世界規模の課題が懸念されていることから、食品ロス削減やプラスチックごみの排出抑制、SDGs（持続可能な開発のための目標）など、環境施策の推進が求められています。

国では、新たにプラスチック資源循環促進法が制定されるなど、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するための法的基盤の整備が進められてきました。

入善町（以下「本町」という。）では、平成24年から10年間を計画期間とする「入善町一般廃棄物処理計画」を策定し、資源ごみの分別収集など、環境負荷が少ない循環型社会の形成に向けた取り組みを推進しているところであります。

このような状況を背景とした一般廃棄物処理について、町民・事業者・行政がともに、循環型社会の形成に貢献できる取り組みを総合的かつ中長期的に推進するための指針として、入善町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、ごみ処理行政を円滑に実践することを目的とします。

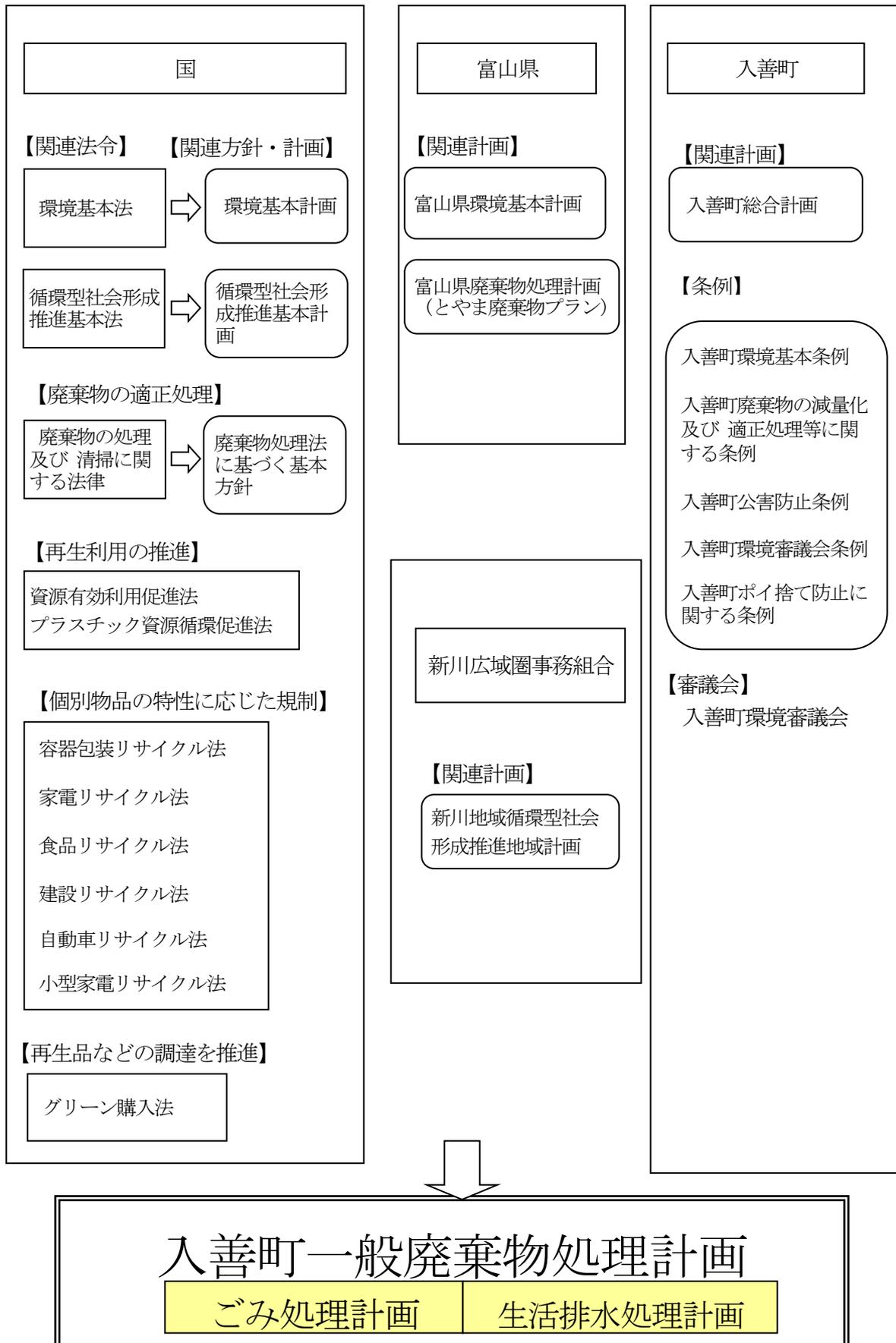
2 計画策定の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき策定します。

（1）計画策定に盛り込む基本的事項

- 1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3) 一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する事項
- 5) 一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

(2) 各種法令及び方針・計画との関係性について



3 対象地域

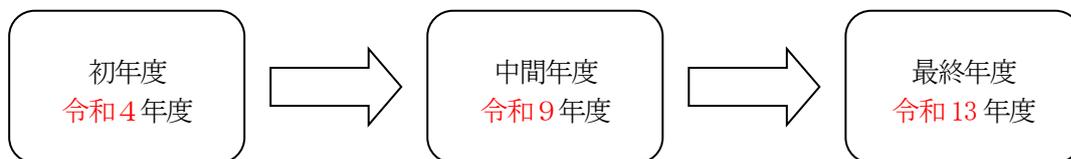
本計画の対象地域は、本町全域とします。

4 対象廃棄物

本計画で対象とされるごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条に基づく一般廃棄物とします。

5 計画期間と目標年次

計画は、令和4年4月から令和14年3月末までの10年間の期間における廃棄物の現状予測、収集運搬及び処理体制等の問題点を勘案し、目標年次を令和13年度と設定し、社会情勢の変化や関連計画と調整を図りながら概ね5年毎に見直すものとします。



第2章 入善町の概要

1 町の概要

入善町は、富山県の北東部にあり、立山連峰と後立山連峰との間を一直線に流れる一級河川黒部川が形成した黒部川扇状地の中央に位置します。北は日本海に面しており、海岸線は11.5km、それを底辺とし南に尖った三角形をしています。

入善駅の北方1.5kmにある国史跡「じょうべのま遺跡」からは、多数の堀立柱遺構と各種遺物が発掘され、奈良時代末期から平安時代にかけての建造物であると推定されています。12世紀前半には東大寺の荘園「入善荘」が成立し、やがてこの地は、椎名、上杉、佐々、豊臣、前田氏らによって支配され、万治3年（1658年）の領地換えでは全域が加賀藩領となりました。

明治4年の廃藩置県によって本町域は新川県に属し、同9年には石川県となり、同16年分県運動によって石川県から分県して富山県となりました。

町域の変遷は、明治22年3月の町村制施行により、入善町・上原村・青木村・飯野村・小摺戸村・新屋村・櫛山村・横山村となり、昭和28年10月、この1町7村が合併して入善町が発足しました。さらに昭和34年1月に舟見町（朝日町の野中分離地区が舟見町と合併）を編入合併し、現在に至っています。

面積71.25平方キロメートル、人口23,875人（令和2年国勢調査）で、農工一体の田園都市です。

2 自然・風土

入善町は、日本海に面して本州の中ほどに位置し、地形的には黒部川が形成した扇状地、その東に接する舟見野台地と負釣山に連なる丘陵部の3つに分類されます。

扇状地一帯は、古くは「黒部四十八ヶ瀬」と呼ばれ、洪水ごとに氾濫・移動

を繰り返すことから、親不知とともに北陸往還最大の難所となっていました。

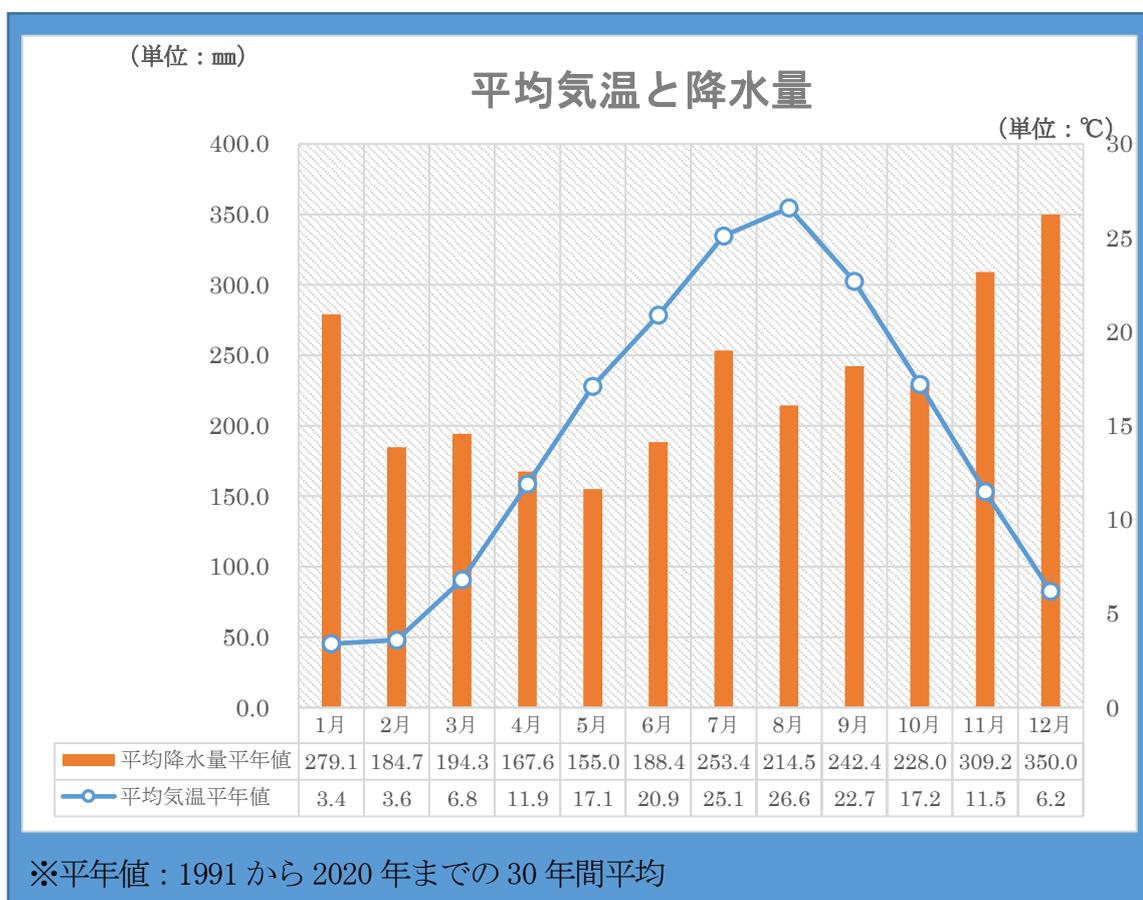
封建時代に入り、各藩主の治山治水対策によって現在の河道に固定されました。こうして形成された扇状地が標高約 100m を扇頂として、海岸線にまできれいに広がっています。

本町を特色づけるのは「水」です。黒部川の水は扇状地の中を伏流水として流れ、湧水となって扇端部で自噴します。この「黒部川扇状地湧水群」は、昭和 60 年に環境庁（現環境省）から「全国名水百選」に選ばれ、湧水群のひとつである「杉沢の沢スギ」は、国の天然記念物に指定されています。

3 気象

本町の気候は、日本海型気候帯に属し、年平均気温は 14.4℃、年平均降水量は 230.6 mm です。月別平均気温及び降水量は、下記図 1 のとおりです。

〔図 1〕



※平年値：1991 から 2020 年までの 30 年間平均

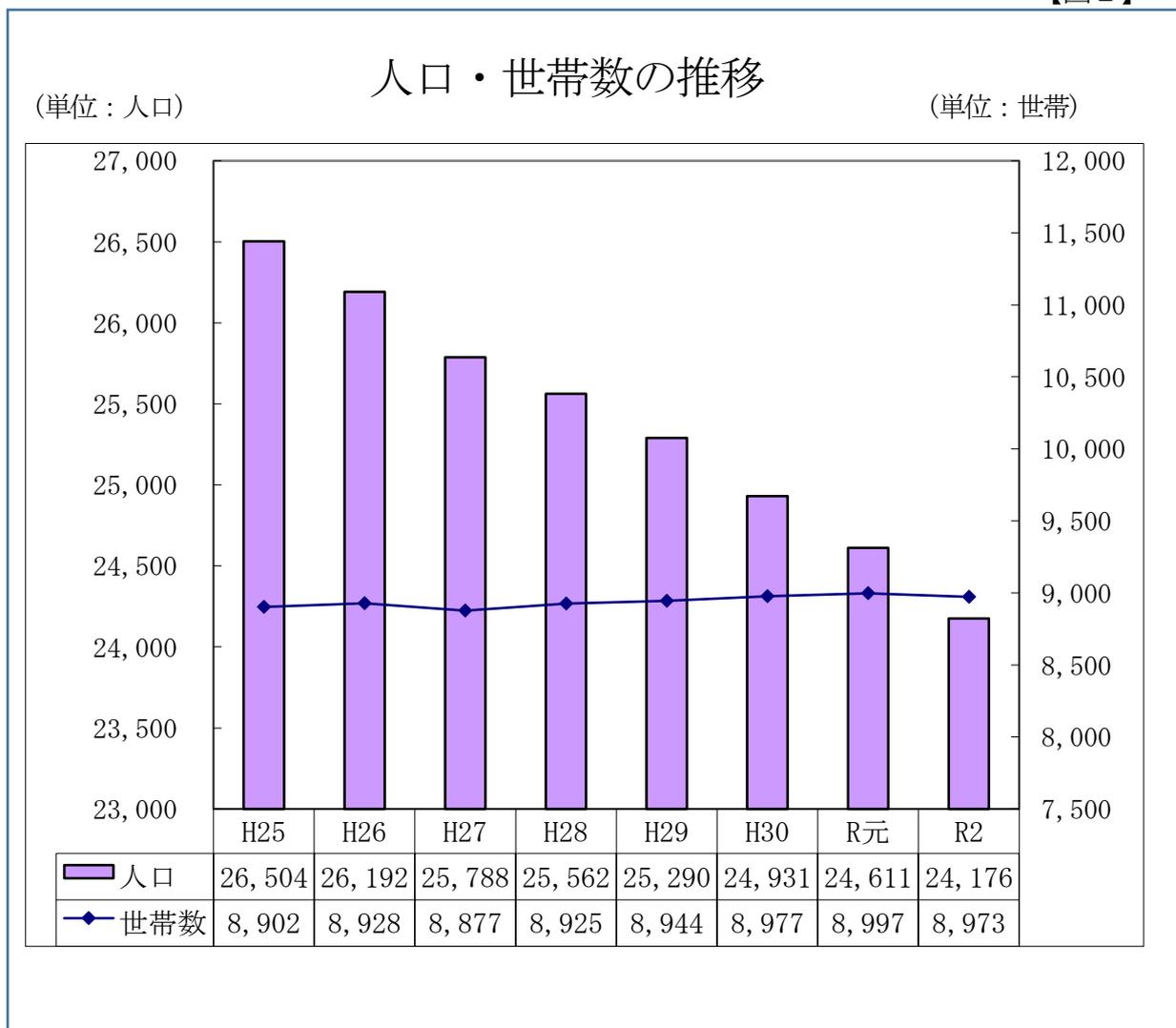
資料) 気象庁「気象統計情報」より

4 人口の推移

本町における計画収集人口は、行政区域内人口と同数値とします。

図2より、人口の減少傾向に対し、逆に世帯数は増加傾向を示しており、核家族化の進行がみられます。

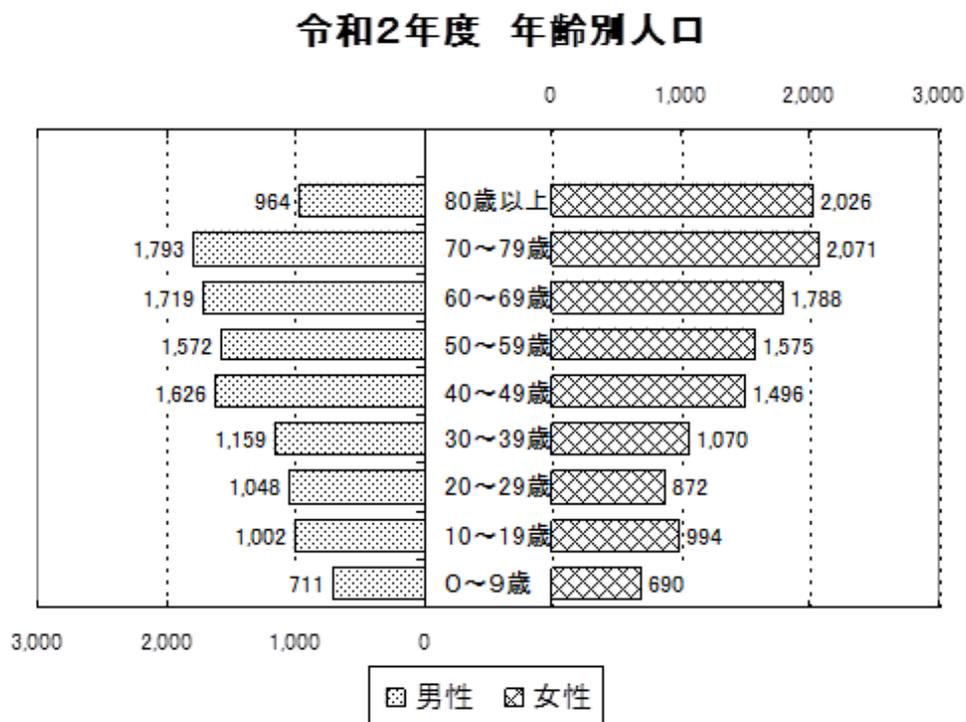
【図2】



(資料) 住民基本台帳 (各年度 10月1日現在)

また、図3より、令和2年度年齢別人口では、60歳以上が全体の42%であり、9歳以下が全体の5%となっており、少子高齢化がみられます。

〔図3〕



資料) 住民基本台帳 (令和2年10月1日現在)

第3章 ごみ処理計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ分別区分

本町のごみ分別区分は、下記表のとおりです。

(1) 燃やせるごみ (燃焼適切廃棄物)

種類
○厨芥類 : 生ごみ、食用油など
○繊維類 : 衣類、布くずなど
○皮革製品 : カバンなど
○木竹類 : 木くず、木の剪定枝 (5cm×長さ 30cm 以内) など
○紙製品 : 紙くず (再生できないもの) など
○その他 : ペットの排泄砂など

(2) 燃やせないごみ (燃焼不適切廃棄物)

種類 (ビニール・プラスチック・ゴム類)
○ビニール類 : ビニールシート (1m 四方に切る)、浮き輪など
○プラスチック類 : プラスチック製おもちゃなど
○ゴム類 : タイヤ (ホイールなし)
○その他 : 発砲スチロール、CD、DVD など
種類 (金属・ガラス・粗大ごみ類)
○金物類 : 鍋、やかん、フライパンなど
○照明器具 : 蛍光灯、電球など
○陶器類 : せともの (食器類、植木鉢など)
○ガラス製品
○家具類 : たんす、いす、机など
○電化製品 : 家電リサイクル法対象品を除く
○その他 : 自転車、傘、スキー板など

(3) 処理できないもの

種類
○家電リサイクル法に係る対象製品 ：テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
○除湿機（フロンガス内蔵式）
○オイルヒーター
○パソコン
○産業廃棄物：網類（漁網・防鳥網・防風網など） 農業用廃プラスチック類（ビニールハウスやマルチ等被覆資材、育苗箱など） 肥料、農薬・農薬袋、農業用機械（草刈機と動噴機は除く）など
○医療系廃棄物
○その他：ホイール付タイヤ、発煙筒、バッテリー、オイル、ペンキ、医療廃棄物、劇薬物、体温計（水銀使用のもの）、ガスボンベ、消火器、ボタン電池、充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池など）、バネ入りソファやマットレス、125 cc以上オートバイ、ドラム缶、ワイヤー、大きさ制限（箱物1.2m×1.4m×長さ2m、角材20cm×長さ2m）超過物など

(4) 資源ごみ

種類
① アルミ缶
② スチール缶
③ ビン類
④ リターナブルビン
⑤ ペットボトル
⑥ 飲料用紙製容器包装
⑦ 段ボール
⑧ その他紙製容器包装
⑨ その他プラスチック製容器包装
⑩ 新聞・雑誌
⑪ 使用済小型家電製品

2 ごみ処理の流れ

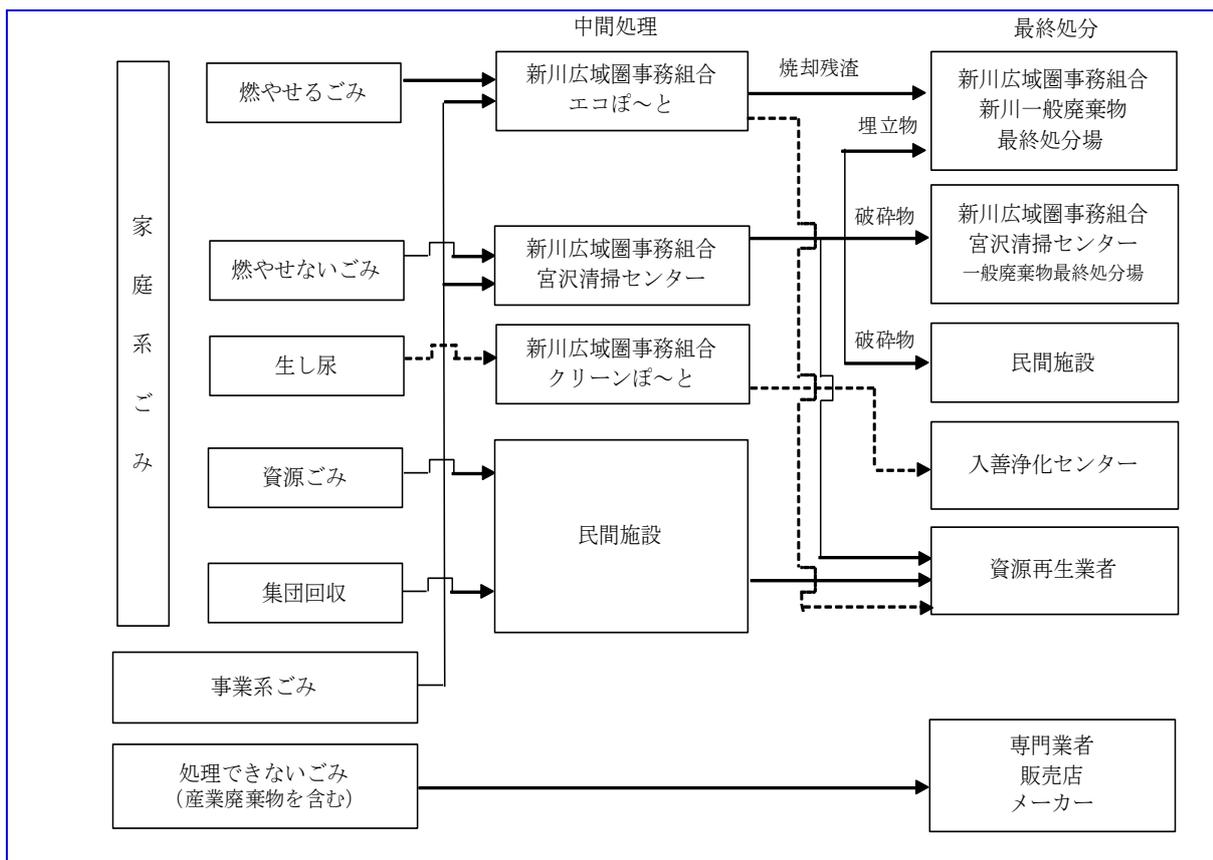
本町のごみ処理の流れは、下記フローチャート図（図4）のとおりです。

なお、平成21年度まで埋立処分をしていた宮沢清掃センターで中間処理（減容化）された廃プラスチック類は、平成22年度から民間施設により焼却処分（発電利用）をしています。

また、中部清掃センター(旧し尿処理施設)では、生し尿と浄化槽汚泥を処理していましたが、クリーンぼ〜と(新し尿処理施設)では、生し尿のみを処理し、入善浄化センターにて浄化槽汚泥の処理をしています。

本町で処理できないごみについては、専門業者、販売店やメーカーへ直接申込みによる処理となっています。

[図4]

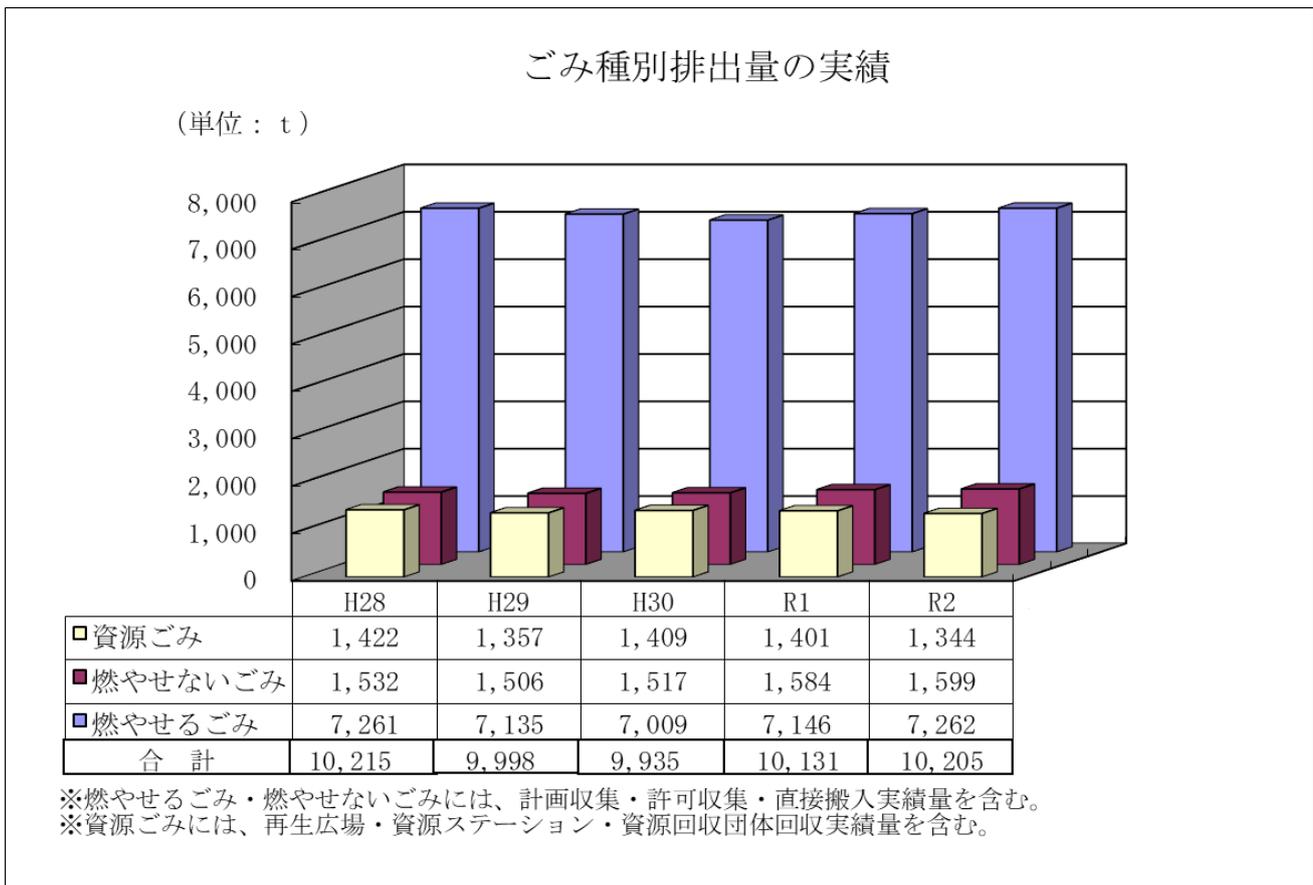


3 ごみ排出量の現状

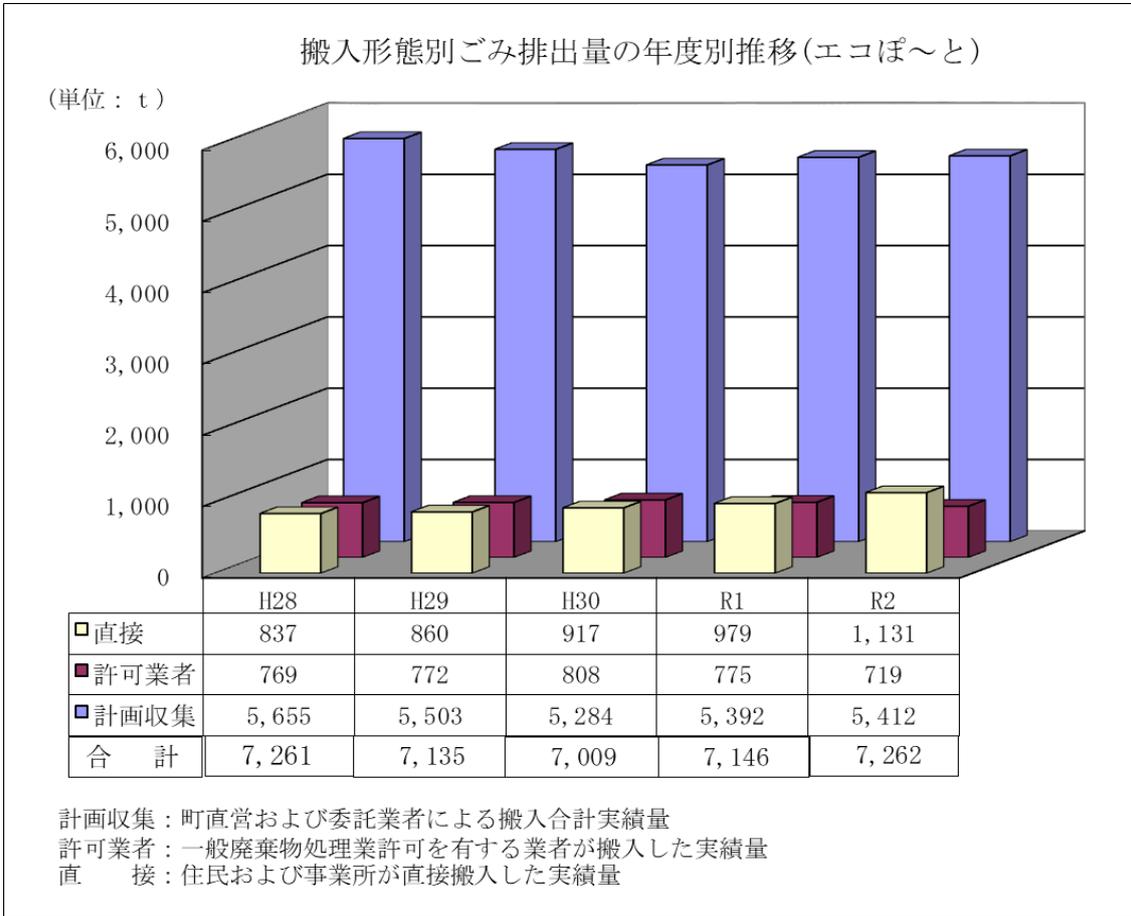
本町の過去5年間のごみ種別排出量は、図5のとおりです。

ごみ排出量については微増傾向にあります。増要因としては、世帯数の増加に伴うごみ排出量の増加が考えられます。資源ごみについては、僅かながら減少傾向にあり、要因としては、生活様式の変化に伴う資源ごみの軽量化（新聞・雑誌等の減少、プラ製品や紙製容器の増加）が考えられます。

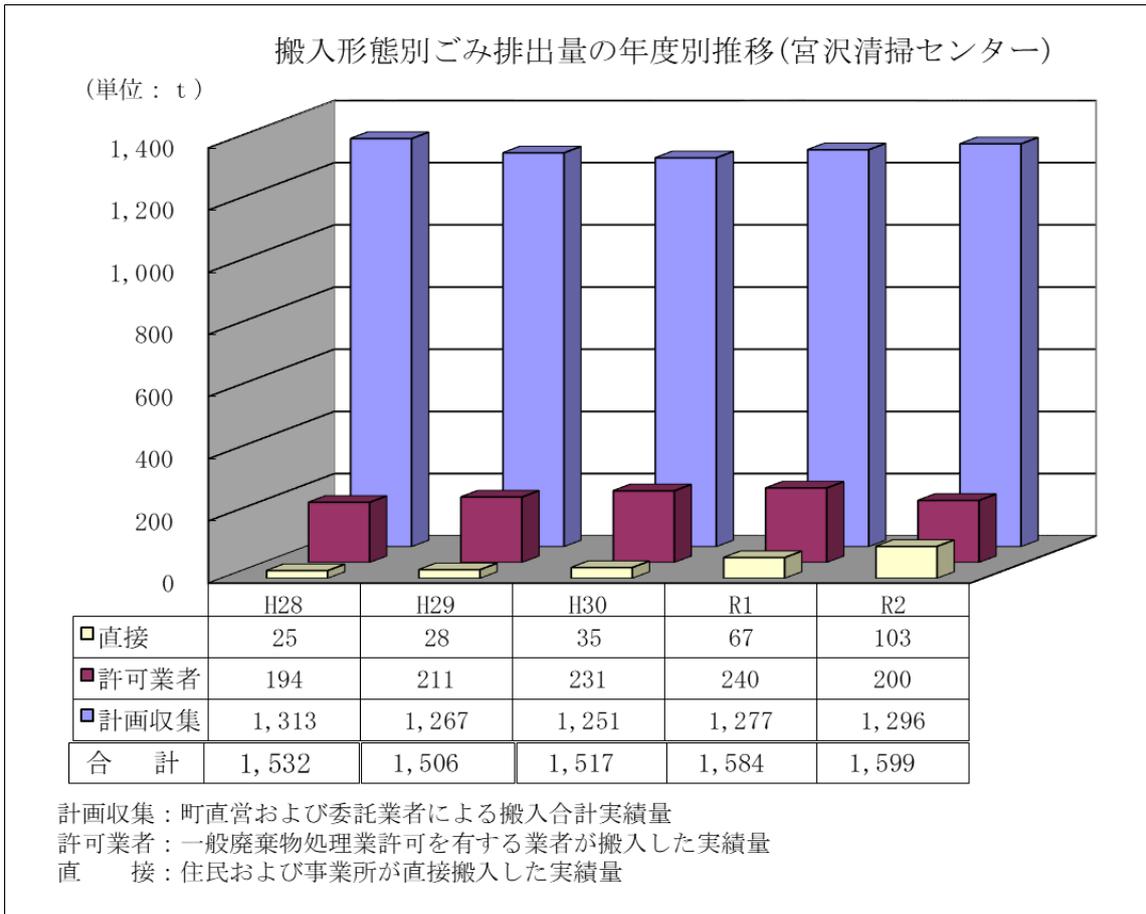
〔図5〕



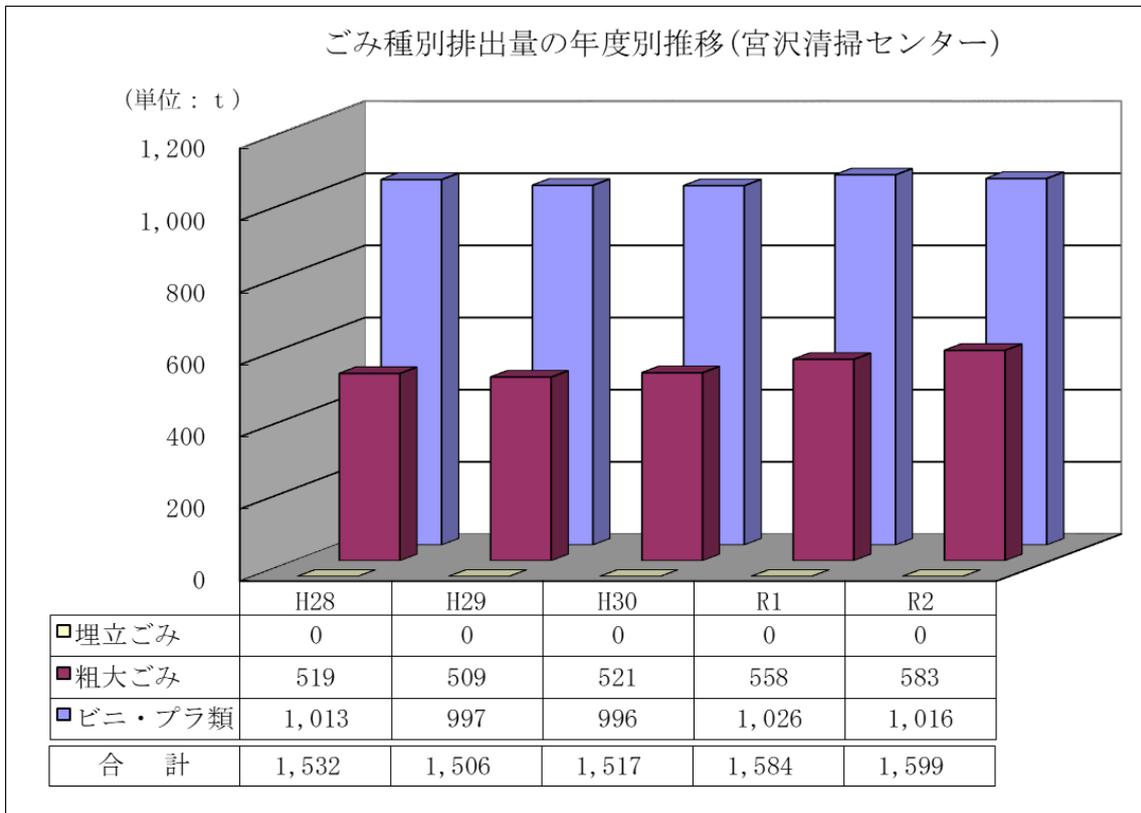
[図6]



[図7]



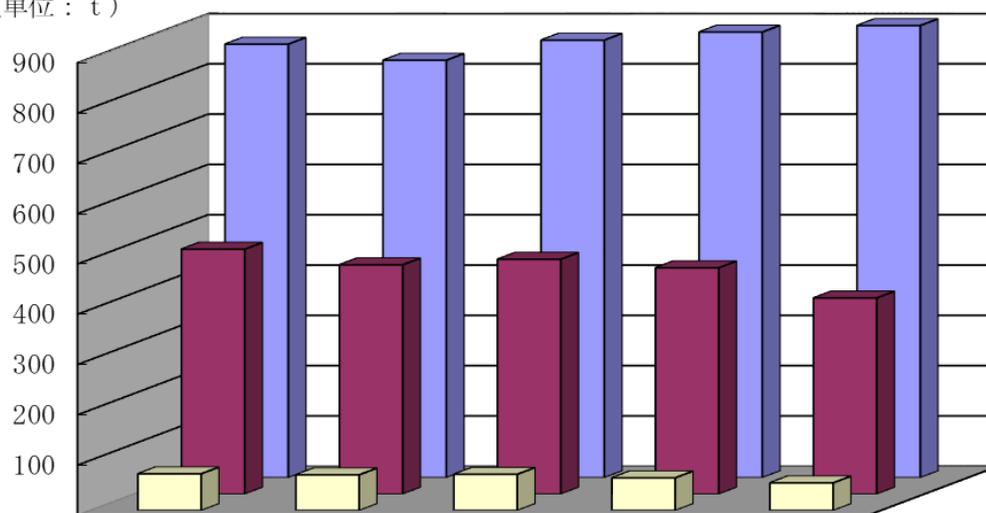
[図8]



[図9]

形態別資源ごみ回収量の年度別推移

(単位：t)

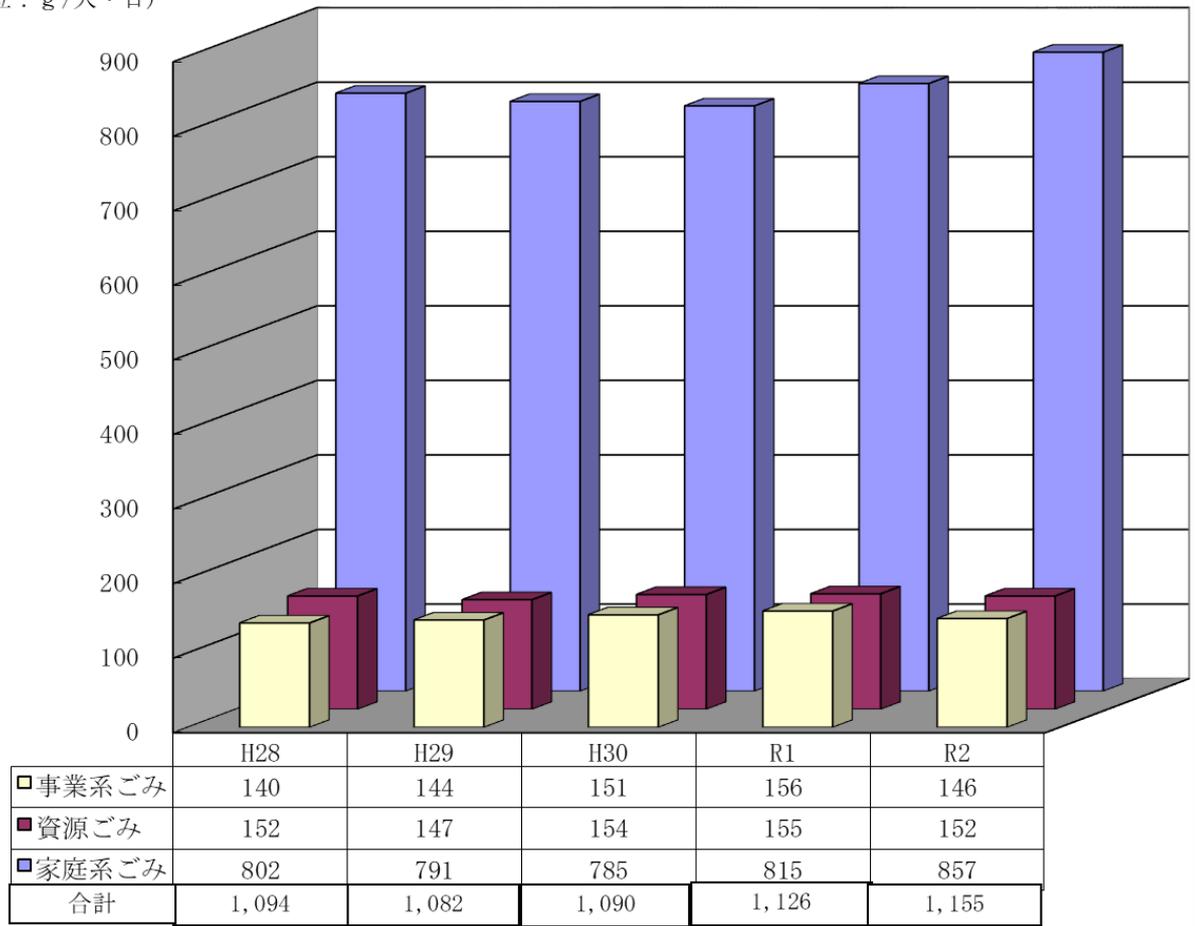


	H28	H29	H30	R1	R2
□ステーション	73	71	72	65	55
■資源回収団体	487	456	467	450	390
■再生広場	862	830	870	886	899
合 計	1,422	1,357	1,409	1,401	1,344

[図 10]

1人1日あたりのごみ排出量推移

(単位：g/人・日)



※家庭系ごみ＝計画収集＋直接搬入(家庭系)
 資源ごみ＝再生広場＋資源ステーション＋資源回収団体
 事業系ごみ＝許可収集＋直接搬入(事業系)

4 ごみ収集運搬の現状

本町の収集運搬体制は、表1のとおりです。

なお、家庭系ごみ及び事業系ごみにおける燃やせるごみ搬入先はエコぼ〜とで、燃やせないごみ搬入先は宮沢清掃センターです。また、資源ごみは民間施設に搬入しています。

(※第3章-2「ごみ処理の流れ」を参照)

[表1]

区分		排出方法	収集頻度	収集方法	搬入先	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	収集指定袋 収集指定券	週3回	ごみステーション	新川広域圏事務組合 エコぼ〜と	
	燃やせないごみ		破砕物 (ビニール・プラスチック類)		月3~4回	新川広域圏事務組合 宮沢清掃センター
			埋立物 (金属・ガラス・粗大ごみ類)		月1回	
事業系ごみ	燃やせるごみ	原則、入善町一般廃棄物処理業許可業者による 収集運搬、直接搬入もしくは自己処理 ただし、少量のごみの場合は、上記家庭系ごみの規 定に準じる	〔 燃やせるごみ 30kg以下/回 燃やせないごみ 100kg以下/回 〕	新川広域圏事務組合 エコぼ〜と		
	燃やせないごみ				破砕物 (ビニール・プラスチック類)	新川広域圏事務組合 宮沢清掃センター
					埋立物 (金属・ガラス・粗大ごみ類)	
資源ごみ	アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・飲料用紙製容器包装 カレットビン・リターナブルビン・段ボール・その他紙製容器包装 その他プラスチック製容器包装		月1回	資源ステーション	民間業者	
	アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・飲料用紙製容器包装 カレットビン・リターナブルビン・段ボール・その他紙製容器包装 その他プラスチック製容器包装・新聞(※1)・雑誌(※1)、 小型家電(※2)		随時	再生広場	民間業者	
	アルミ缶・飲料用紙製容器包装・段ボール・新聞・雑誌・金物類 布類		随時	集団回収	民間業者	

(※1) 上原再生広場、中央再生広場、西部再生広場に限る。

(※2) 中央再生広場に限る。

5 ごみ中間処理の現状

(1) ごみ処理施設の概要

当町においては、魚津市、黒部市及び朝日町とともに構成する新川広域圏事務組合による広域的なごみの中間処理を実施しています。

ごみの中間処理施設の概要は、表2、表3、表4のとおりです。

また、資源ごみの中間処理については、全て民間業者に委託しています。

(ア) ごみ焼却施設の概要

[表2]

施設名称	エコぽ〜と	
所在地	朝日町三枚橋 188-1	
供用開始年月日	平成 12 年 4 月 1 日	
公称処理能力	174 t /16h	
設計ダイオキシン濃度	0.1ng/N m ³	
設計ばいじん濃度	0.02 g /N m ³	
施設の内容	型式	准連続燃焼方式(日立流動床燃焼方式)
	基数	58 t /16h × 3 基
	ごみピット容量	2,680 m ³
	余熱利用設備	融雪・給湯・冷暖房・複合温浴施設
	附帯設備	灰固形化装置(セメント及び薬剤併用式)

エコぽ〜とは平成 12 年度から稼動している燃やせるごみの焼却施設であり、広域圏内におけるごみ処理の中核的役割を担っています。

施設においては、砂でごみを燃やす流動床燃焼方式を採用し、環境保全用の有害ガス除去装置、汚水を外に出さないクローズドシステム等を備えています。

また、焼却する際に発生する熱エネルギーは、場内の融雪、給湯及び冷暖房に利用されるほか、隣接して設置されている朝日町環境ふれあい施設「らくち〜の」のお風呂、温水プールや冷暖房に利用するなどのサーマルリサイクルが実施されています。

(イ)不燃物処理施設の概要

〔表3〕

施設名称		宮沢清掃センター
所在地		黒部市宮沢 99
供用開始年月日		平成 2 年 4 月 1 日
公称処理能力		40 t /5h
施設 の 内 容	型式	NKK 回転式横型破砕機
	圧縮機	1 基
	破砕機	1 基
	選別機	磁選機 アルミ選別機 トロンメル
	減容設備	型式 処理能力

宮沢清掃センターは、平成 2 年度から稼働しており、金属・ガラス・粗大ごみ類の処理を実施しています。また平成 7 年度からは、ビニール・プラスチック類なども燃やせないごみとして処理を実施しています。

ビニール・プラスチック類の処理については、平成 8 年の減容設備（熱によって容積を 10 分の 1 に縮める設備）導入により最終処分場の負担軽減を図るとともに、平成 30 年度に低速で回転する破袋機や専用のコンベヤを設置することにより、より安全性の高い処理が可能になりました。

(ウ)し尿処理施設の概要

〔表4〕

施設名称		クリーンぽ〜と	
所在地		入善町板屋 311	
供用開始年月日		平成 22 年 4 月 1 日	
公称処理能力		22k1/日	
設計放流水質		水温 30℃未満 pH 5.8~8.6 BOD 600 mg/ℓ以下 SS 600 mg/ℓ以下	
処理方式		前処理希釈放流方式	
施設の内容	希釈水	地下水	
	放流先	入善町公共下水道(五十里浄化センター)	
	処置設備	受入槽	16 m ³
		貯留槽	66 m ³
希釈混合槽		44 m ³	

クリーンぽ〜とは、旧し尿処理施設の老朽化に伴い、平成 20 年度より建設工事に着手し、平成 22 年 4 月から供用開始しました。この施設は、生し尿のみを処理し、し尿中の異物を取り除き、下水道放流に適した水質に希釈した後、入善町公共下水道に放流しています。

6 ごみ最終処分の現状

中間処理を終えたごみ又は中間処理を必要としないごみについては、新川広域圏事務組合の計画により、埋立て処分、民間業者による処分、再利用業者への譲渡、その他の処分を実施しています。最終処分場の概要については、表5、表6のとおりです。

(1) 新川一般廃棄物最終処分場

[表5]

施設名称	新川一般廃棄物最終処分場
所在地	魚津市吉野 2330
処理対象物	破碎不燃物、焼却残渣
埋立開始年度	平成 12 年 4 月 1 日
埋立終了年度	令和 14 年度
埋立面積	12,000 m ²
埋立容量	165,262 m ³
埋立方式	準好気性埋立構造・サンドイッチ工法
擁壁	[高さ] 2.5~11.0m [延長] 311.7m
遮水設備	二重遮水シート(ポリエチレンシート)
浸水処理能力	110 m ³ /日
水質	pH 5.8~8.6 大腸菌 1,000 個/cm ³ 以下 BOD 10 mg/ℓ以下 COD 20 mg/ℓ以下 SS 10 mg/ℓ以下 T-N 10 mg/ℓ以下

新川一般廃棄物最終処分場は、平成 12 年度に設置され、ごみ焼却施設エコぽ〜とから排出される焼却灰及び不燃物の埋立処分を実施しています。施設は、埋立地の安全を確保するため、遮水シートの破損を検知する真空管理システムを備えた 2 重遮水シートと、高度水処理設備を備えた最新の浸出液処理設備を設置しています。

【参考】新川一般廃棄物最終処分場			
	年度	年間埋立容量	年度末残余容量
実績	H30年度	9,022m ³	99,694m ³
	R1年度	2,653m ³	97,041m ³
	R2年度	2,775m ³	94,266m ³

(2) 宮沢清掃センター新最終処分場

[表6]

施設名称	宮沢清掃センター 新最終処分場
所在地	黒部市宮沢 99
処理対象物	不燃破碎残滓物
埋立開始年度	平成 25 年 4 月 1 日
埋立終了年度	令和 9 年度
建築面積	3,965.76 m ²
埋立容量	54,000 m ³
貯留構造物	コンクリート製ピットタイプ
遮水工	高分子系シート遮水工
被覆施設	鉄骨(膜)構造 平屋建て
浸出水	下水道放流

宮沢清掃センター新最終処分場は、隣接する最終処分場が計画する埋立容量に達したことから、クローズドシステムの最終処分場を平成 25 年 3 月に建設し、破碎残滓物の埋立処分を行っています。

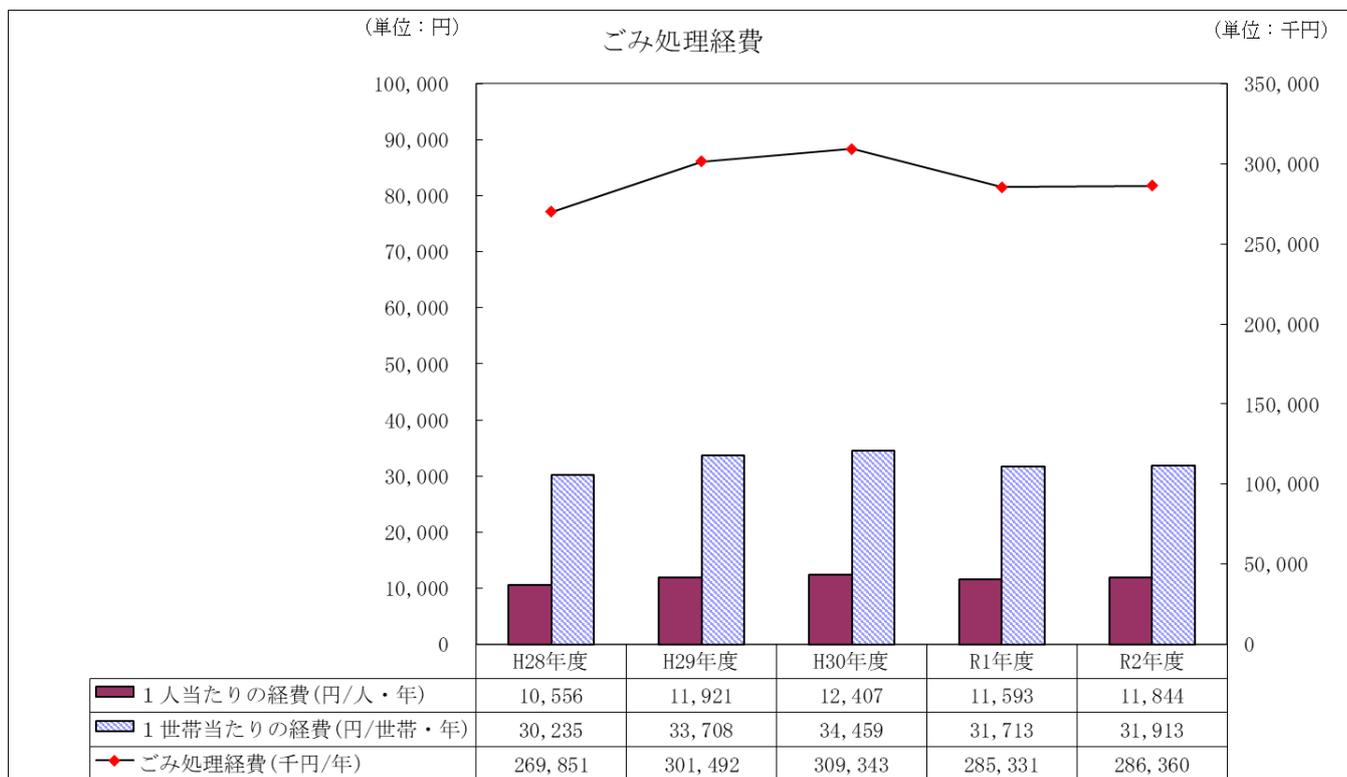
【参考】宮沢清掃センター 一般廃棄物最終処分場

年度		年間埋立容量	年度末残余容量
実績	H30年度	1,359m ³	49,876m ³
	R1年度	1,624m ³	48,252m ³
	R2年度	913m ³	47,339m ³

7 ごみ処理経費

本町におけるごみ処理経費については、新川広域圏事務組合管理による各処分場の維持管理費、処分費及び計画収集によるごみ収集運搬費になります。

〔図 11〕



8 減量化・資源化の現状

(1) ごみの有料化

平成12年4月より、ごみステーションに排出されるごみを対象とする有料収集指定袋及び収集指定券制度を導入しました。(表7参照)

また、平成20年4月より、新川広域圏事務組合の各中間処理施設に搬入されるごみの処分に係る手数料が改定されました。(表8参照)

[表7]

区分		種類	手数料
収集指定袋	家庭系ごみ	燃やせるごみ専用 (450用)	18 円/枚
		燃やせるごみ専用 (200用)	13 円/枚
		燃やせるごみ専用 (100用)	8 円/枚
		燃やせないごみ専用 (450用)	18 円/枚
		燃やせないごみ専用 (200用)	13 円/枚
		燃やせないごみ専用 (100用)	8 円/枚
	事業系ごみ	燃やせるごみ専用 (450用)	18 円/枚
		燃やせないごみ専用 (450用)	18 円/枚
収集指定券			20 円/枚

〔表8〕

施設名称	ごみの種類	手数料
エコぽ〜と	焼却処理することができる可燃性ごみ	家庭系ごみ 200 円/50 kg ※50 kgに満たない場合は、 50 kgとみなします。
		事業系ごみ 400 円/50 kg ※50 kgに満たない場合は、 50 kgとみなします。
宮沢清掃センター	破碎処理することができる不燃性ごみ	家庭系ごみ 500 円/100 kg ※100 kgに満たない場合は、 100 kgとみなします。
		事業系ごみ 1,000 円/100 kg ※100 kgに満たない場合は、 100 kgとみなします。
	埋立処分することができる不燃性ごみ	家庭系ごみ 300 円/100 kg ※100 kgに満たない場合は、 100 kgとみなします。
		事業系ごみ 600 円/100 kg ※100 kgに満たない場合は、 100 kgとみなします。
クリーンぽ〜と	し尿	31 円/180ℓ ※180ℓ に満たない場合は、 180ℓ とみなします。

(2) 生ごみ処理器具等設置事業補助金交付について

本町では、平成5年度からごみ減量化対策として、家庭の台所から排出される生ごみの家庭内処理を推進しており、家庭用生ごみ処理器具等を設置する世帯に購入価格の1/3の補助率とし、20,000円を限度額として補助しています。(表9参照)

[表9]

生ごみ処理器具設置補助金の交付状況			
年 度	設置基数	累計設置基数	補助率 (補助金額)
平成28年度	10基	1,563基	購入額の3分の1 上限2万円
平成29年度	4基	1,567基	〃
平成30年度	9基	1,576基	〃
令和1年度	7基	1,583基	〃
令和2年度	16基	1,599基	〃

※累計設置基数は、平成5年度からの総計です。

(3) ごみステーション等設置事業補助金交付について

本町では、昭和61年度からごみ減量化対策として、町内会等が管理するごみステーション設置事業に要する経費に対して、製作経費及び20,000円以上の修繕費に対し、1/2の補助率とし、1基150,000円を限度額として補助しています。(表10参照)

[表10]

ごみ集積ステーション設置補助金の交付状況			
年 度	設置基数	累計設置基数	補助率 (補助金額)
平成28年度	12基	458基	経費の2分の1 上限15万円
平成29年度	18基	476基	〃
平成30年度	11基	487基	〃
令和1年度	5基	492基	〃
令和2年度	7基	499基	〃

※累計設置基数は、昭和61年度からの総計です。

(4)資源回収報奨金交付について

本町では、平成5年度からごみの減量化及び資源化対策として、入善町資源回収団体として登録した団体に対して、「新聞」及び「雑誌」の回収量に対して1円/kgの報奨金を交付しています。(表11参照)

[表11]

年度別回収量

(単位：kg)

品名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
新聞	362,030kg	341,740kg	343,780kg	328,495kg	275,060kg
雑誌	111,380kg	100,685kg	111,785kg	109,295kg	105,510kg
布類	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg
段ボール	9,980kg	9,485kg	8,910kg	9,870kg	6,560kg
金物類	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg
アルミ缶	3,554kg	3,610kg	2,669kg	2,483kg	2,757kg
牛乳パック	40kg	70kg	90kg	20kg	0kg
合計	486,984kg	455,590kg	467,234kg	450,163kg	389,887kg

報奨金交付状況

(単位：円)

品名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
新聞	362,030円	210,790円	194,830円	186,475円	136,950円
雑誌	111,380円	39,535円	35,965円	34,415円	27,550円
合計	473,410円	250,325円	230,795円	220,890円	164,500円

【参考】資源回収団体数(令和3年3月31日現在)

12団体(地区婦人会、PTA、団体を含む。)

(5) 資源回収施設について

本町では、ごみ減量化及び資源化対策として平成4年4月より、資源ステーション（令和3年3月末現在 町内68カ所）において、月1回の資源ごみの回収を実施しています。

また、平成9年8月に上原再生広場の開設を始めとし、町内校下6箇所にて再生広場を開設しています。

【参考】再生広場設置状況

各再生広場名称	設置場所	開始年度
上原再生広場	入善町上野403-1	平成 9 年 8 月
東部再生広場	入善町櫛山新308	平成 13 年 12 月
舟見再生広場	入善町舟見1063	平成 14 年 10 月
西部再生広場	入善町東狐174	平成 15 年 12 月
南部再生広場	入善町小摺戸392-6	平成 17 年 5 月
中央再生広場	入善町入膳3643-10	平成 21 年 12 月

第2節 ごみ処理基本計画

1 基本目標と基本方針

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動は、私たちに豊かな生活をもたらす一方で、天然資源の枯渇や気候変動に伴う自然災害の増加など、多くの問題を発生させる要因となっています。

こうした状況の中、今後も豊かな生活環境を後世に伝えていくためには、3R（ごみの発生抑制・再使用・資源の再生利用）を基本に、天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の確立を図る必要があります。

そのため、本計画では環境にやさしい循環型社会の形成を進めることを基本目標とします。

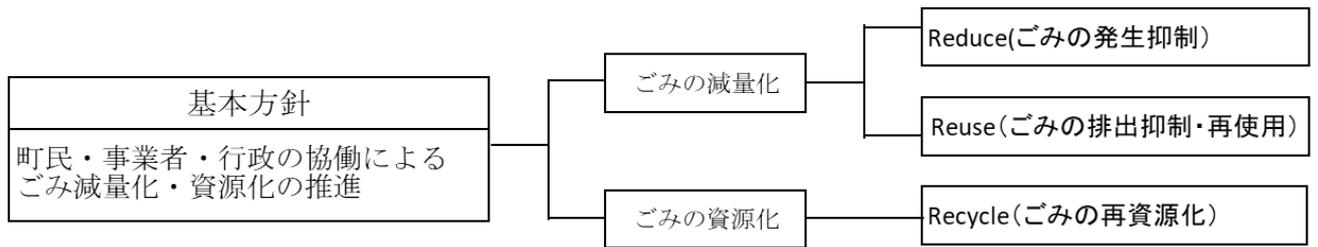
基本目標：環境負荷が少ない循環型社会の形成

基本目標を実現するための基本方針は次のとおりとします。

**基本方針：町民・事業者・行政の協働による
ごみ減量化・資源化の推進**

循環型社会の形成に向け、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協働してごみ減量化と資源化ができる仕組みづくりを進めていきます。

2 基本方針の体系



3 基本方針のための町民・事業者・行政が担う役割

町民の役割

- ・ 町民一人一人がごみ排出者としての自覚と責任を持ち、ごみ分別の徹底やマイバック持参、食品ロス削減など、ごみ減量化・適正処理に向けたライフスタイルに取り組みます。
- ・ 再生広場や地区の資源ステーションの利用、環境に配慮した商品の購入など、リサイクルに取り組むほか、一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
- ・ 地区のごみステーションや資源ステーションを管理し、その周辺の清潔保持に努めます。ごみを排出するときは、ごみ・リサイクルカレンダーに従い収集指定袋又は収集指定券に町内会名を記入するとともに、分別を徹底し排出ルールを守ります。

事業者の役割

- ・ ごみ排出事業者として廃棄物の最終処分まで責任をもつとともに、なるべくごみを出さないよう、ごみの排出抑制や資源化を行うなど、計画的な事業活動を推進します。
- ・ 「生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを発生させないよう工夫する」「再生資源や再生品を利用する」など、事業者としての社会的責任を認識すると同時に従業員への教育を実施し、ごみの減量化、資源化に努めます。
- ・ 「販売した商品を修理する」「使用済商品の回収ルート確保やリサイクル技術の確立をめざす」など、町民のごみ発生抑制や、利用者がりサイクルしやすい仕組みづくりに努めます。

行政の役割

- ・自ら事業者としての役割を果たすとともに、他の事業者に対し、ごみ減量及び資源化について情報を提供します。また一般廃棄物、産業廃棄物の区分や処理方法等の情報提供を行い、排出規制や適切な処分が行われるよう支援するとともに、国や県、近隣自治体と連携し法令を順守するよう指導します。
- ・国及び県の食品ロス削減やプラスチック排出抑制、SDGsや3Rに関する動向や施策を把握し、町民や事業者に情報を提供します。
- ・生ごみ処理器具等でごみ減量化に取り組む町民に対する助成や、資源回収団体の回収活動に対して助成を行います。また、再生広場や資源ステーションの適正管理及び利用を促進し、町民がごみ排出の抑制や資源化しやすいよう体制整備を図ります。

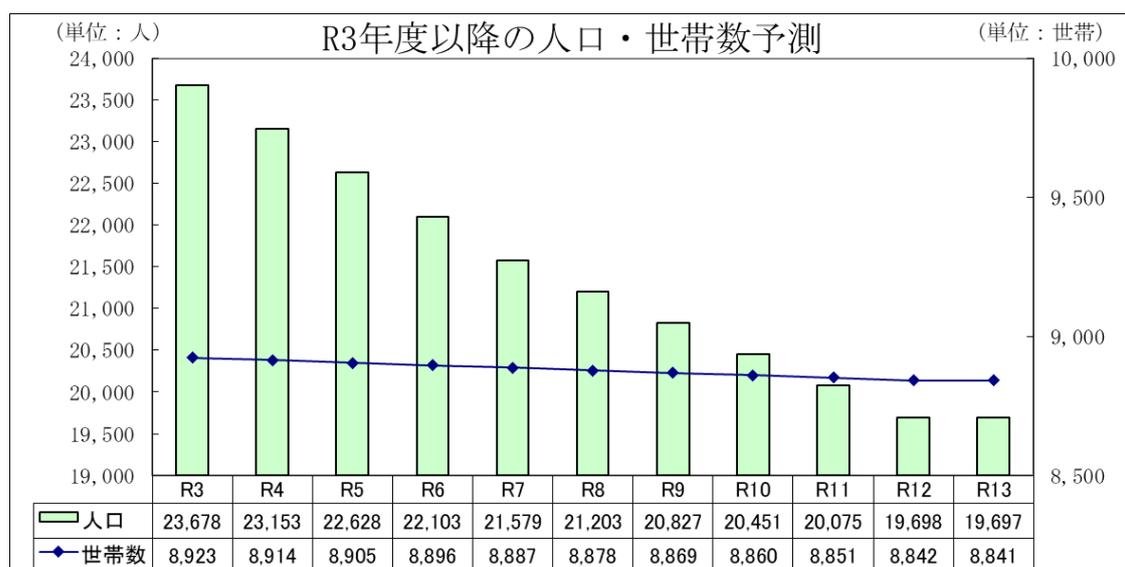
4 人口及び世帯数の予測について

人口及び世帯数の将来推計は、図12のとおりです。第7次入善町総合計画の人口推移・推計より算出しました。

本町の人口は減少すると予測され、本計画最終年度の令和13年度で19,697人を見込んでいます。

また、世帯数は横ばい傾向にあると予測され、令和13年度で8,841世帯を見込んでいます。

[図12]



5 数値目標の設定について

(1) 一般廃棄物排出量の目標達成状況

平成 24 年入善町一般廃棄物処理計画(平成 29 年度改正)で算定した一般廃棄物の年間ごみ排出量における目標達成状況は表 13、ごみ資源化の目標達成状況は表 14 のとおりです。ごみ排出量は増加傾向で、増要因としては、世帯数の増加や新型コロナウイルス感染防止のための生活様式の変化が考えられます。また、資源ごみ排出量については微減傾向にあり、要因としては、資源ごみの軽量化(新聞・雑誌等の減、プラ・紙製容器等の増)が考えられます。 [表 13]

年度	1人1日当たりのごみ排出量							備考
	(g/人・日)						(%)	
	[H24年処理計画目標値]			[実績値]			[目標達成率]	
	可燃ごみ	不燃ごみ	合計①	可燃ごみ	不燃ごみ	合計③	(=①/③*100)	
H24年度	792	172	964	790	170	960	100.42	
H25年度	772	173	945	774	173	947	99.79	
H26年度	786	166	952	789	166	955	99.69	
H27年度	783	169	952	791	170	961	99.06	
H28年度	806	162	968	778	164	942	102.76	
H29年度	817	161	978	772	163	936	104.49	
H30年度	829	159	988	770	166	936	105.56	
R1年度	841	158	999	795	176	971	102.88	
R2年度	852	157	1,009	822	181	1,004	100.50	
R3年度	864	155	1,019	—	—	—	—	

[表 14]

年度	1人1日当たり 資源ごみ排出量目標値 (g/人・年)	1人1日当たり 資源ごみ排出量実績 (g/人・年)	年間資源ごみ排出量 (実績) (t/年)	年間ごみ総排出量 (実績) (t/年)	リサイクル率 (実績) (%)	備考
H19年度	126	127	1,293	10,331	12.5	(実績値)
H24年度	152	150	1,479	10,897	13.6	(実績値)
H25年度	157	157	1,526	10,701	14.3	(実績値)
H26年度	156	156	1,500	10,639	14.1	(実績値)
H27年度	157	157	1,485	10,544	14.1	(実績値)
H28年度	168	152	1,422	10,215	13.9	(実績値)
H29年度	173	147	1,357	9,998	13.6	(実績値)
H30年度	177	154	1,409	9,935	14.2	(実績値)
R1年度	182	155	1,401	10,131	13.8	(実績値)
R2年度	186	152	1,344	10,205	13.2	(実績値)
R3年度	191	—	—	—	—	—

ごみ資源化目標値：H19年度リサイクル率12.5%を、令和3年度までに18.7%に増加

(2) 一般廃棄物排出量及び資源化の目標値

ごみ排出量や資源物回収量の推移や、将来の人口推計、また今後は環境意識の高まりが予想されることから、本計画の数値目標を次のように設定します。

本計画のごみ排出量については、令和2年度実績 8,861 t に対し、令和13年度においては 6,796 t に削減（令和2年度実績に対し約 23%削減）することを目標とします。

また、廃棄物が資源として可能な限り再循環し続けるために、令和13年度のリサイクル率目標値を 17.1%（令和2年度実績に対し約 4%増）とします。

基本目標である「環境負荷が少ない循環型社会の形成」の達成に向けて、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を実践し、連携して 3R の推進に取り組みます。

[表 15]

年度	年間ごみ排出量目標値 (t/年)			年間資源ごみ排出量目標値 (t/年)	ごみ・資源ごみ排出量目標値計 (t/年)	リサイクル率 (%)	1人1日あたり排出量目標値 (g/人・日)			備考
	可燃ごみ	不燃ごみ	合計				ごみ	資源ごみ	ごみ総排出量	
H29年度	7,135	1,506	8,641	1,357	9,998	13.6	936	147	1,083	H24中間年度
H30年度	7,009	1,517	8,526	1,409	9,935	14.2	936	154	1,090	(実績値)
R1年度	7,146	1,584	8,730	1,401	10,131	13.8	971	155	1,126	(実績値)
R2年度	7,262	1,599	8,861	1,344	10,205	13.2	1,004	152	1,156	(実績値)
R3年度	7,044	1,567	8,611	1,350	9,961	13.6	996	156	1,152	H24最終年度
R4年度	6,832	1,535	8,367	1,356	9,723	13.9	990	160	1,150	初年度
R5年度	6,627	1,504	8,131	1,362	9,493	14.3	984	164	1,148	
R6年度	6,428	1,473	7,901	1,368	9,269	14.8	979	169	1,148	
R7年度	6,235	1,443	7,678	1,373	9,051	15.2	974	174	1,148	
R8年度	6,110	1,414	7,524	1,378	8,902	15.5	972	178	1,150	
R9年度	5,987	1,385	7,372	1,384	8,756	15.8	969	182	1,151	中間年度
R10年度	5,867	1,357	7,224	1,390	8,614	16.1	967	186	1,153	
R11年度	5,749	1,329	7,078	1,395	8,473	16.5	965	190	1,155	
R12年度	5,634	1,302	6,936	1,400	8,336	16.8	964	194	1,158	
R13年度	5,521	1,275	6,796	1,405	8,201	17.1	945	195	1,140	最終年度

(※) リサイクル率 = 年間資源ごみ排出量目標値 / ごみ・資源ごみ排出量目標値合計

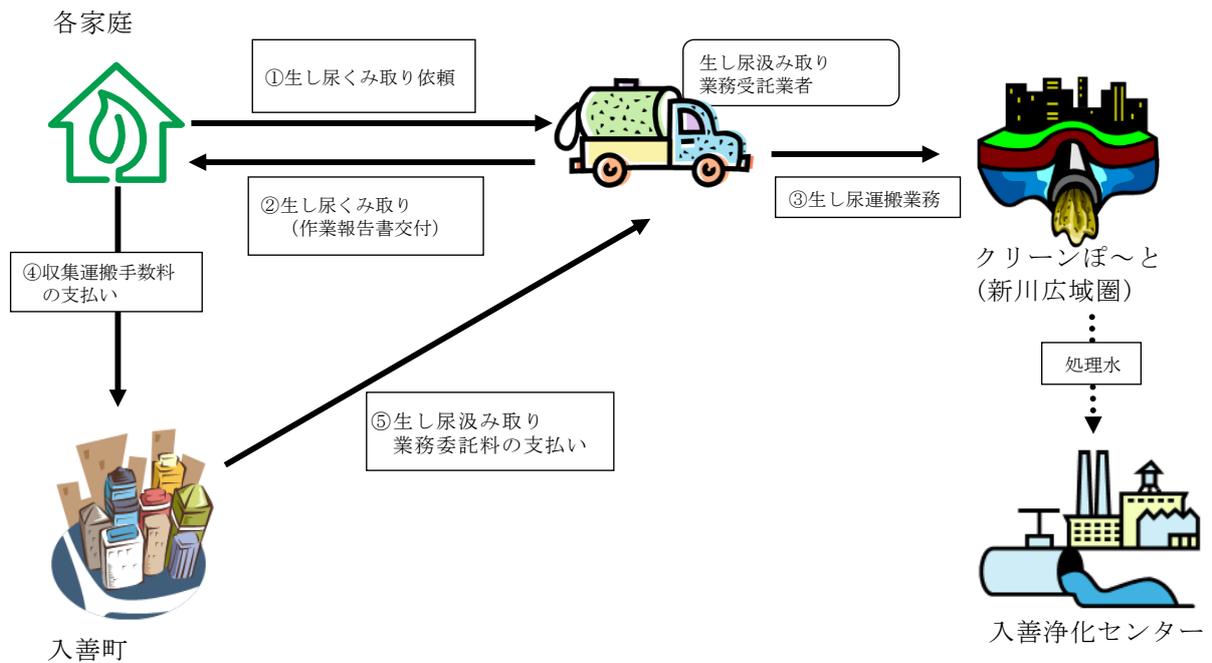
(3) 最終処分量の目標値

最終処分量については、新川広域圏事務組合の事業であり、新川広域圏全体（魚津市、黒部市、朝日町及び入善町）での処分量であるため、数値目標の設定はしません。しかし、ごみ排出量の減量化は、最終処分量の減量化につながるため、ごみの排出抑制に努めます。

第4章 生し尿処理基本計画

1 生し尿処理の流れ

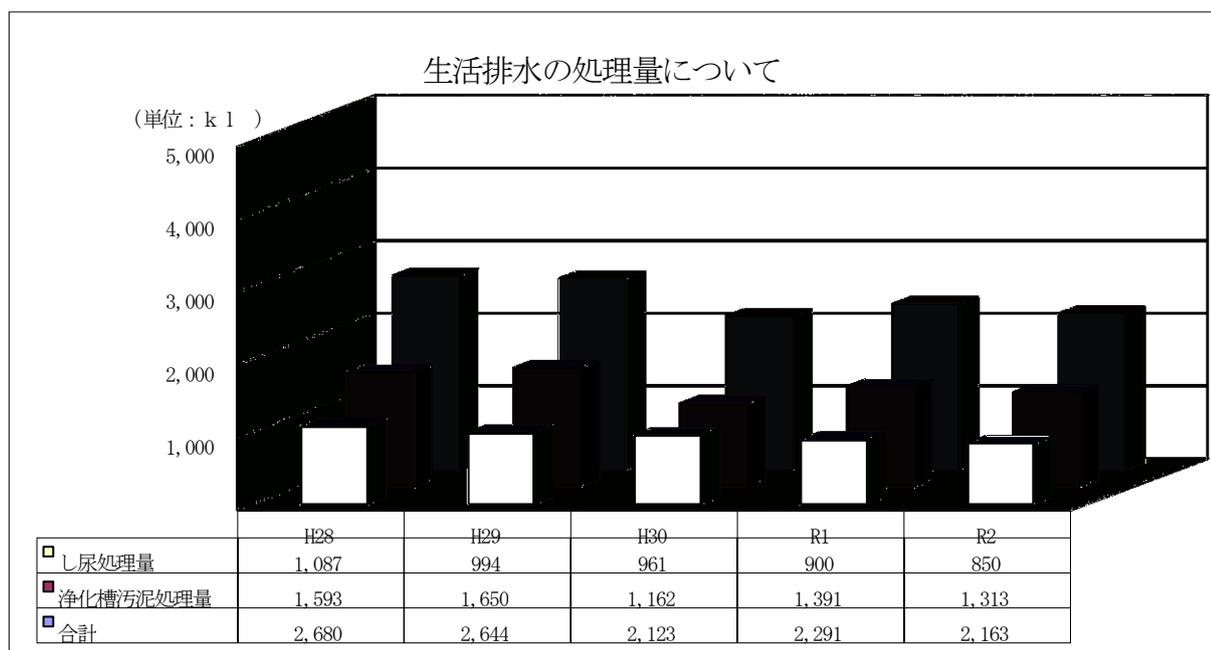
本町の生し尿処理の流れは、下記フローチャート図のとおりです。



2 生し尿処理量の現状

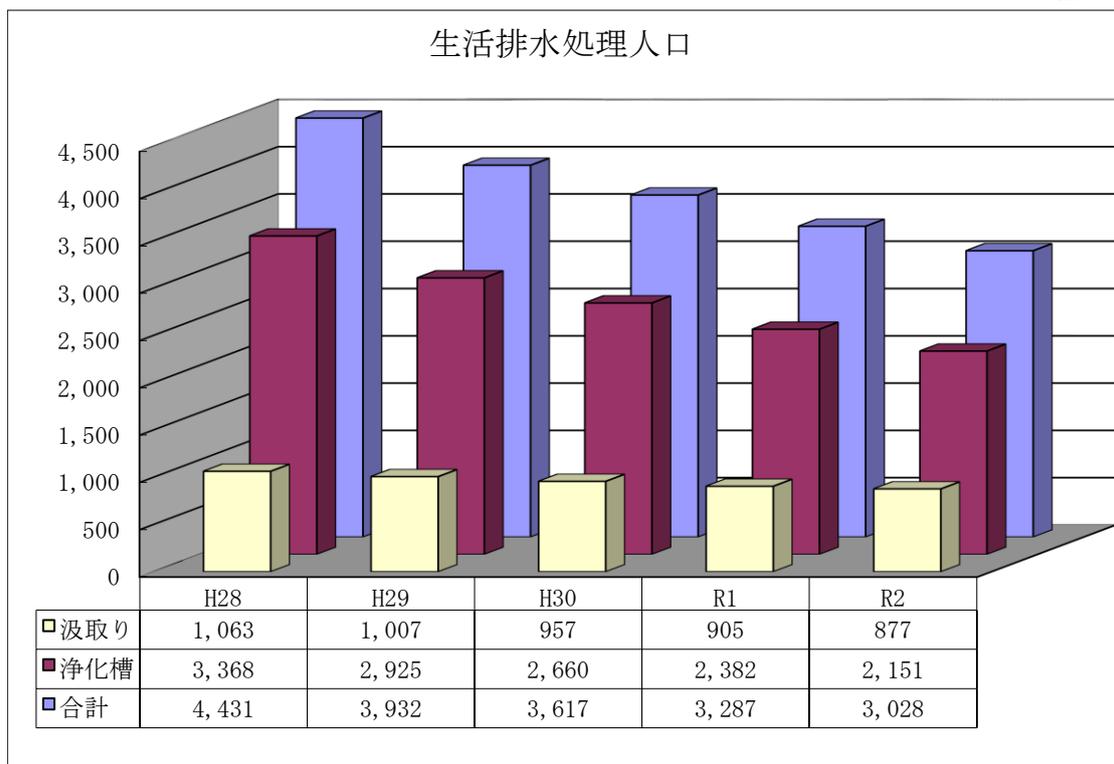
本町の過去5年間の生し尿及び浄化槽汚泥処理量は、図13のとおりです。

[図13]



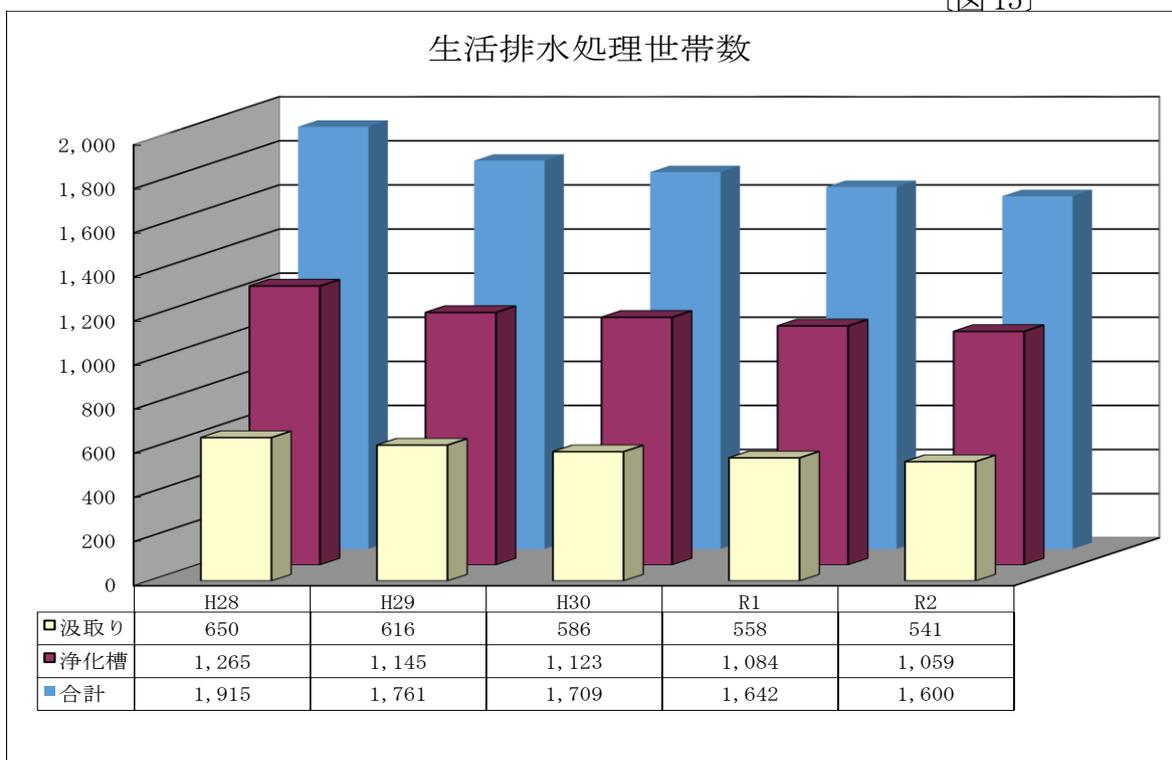
本町の過去5年間の生し尿及び浄化槽汚泥処理人口は、図14のとおりです。

〔図14〕



本町の過去5年間の生し尿及び浄化槽汚泥処理世帯数は、図15のとおりです。

〔図15〕



3 生し尿収集運搬の現状

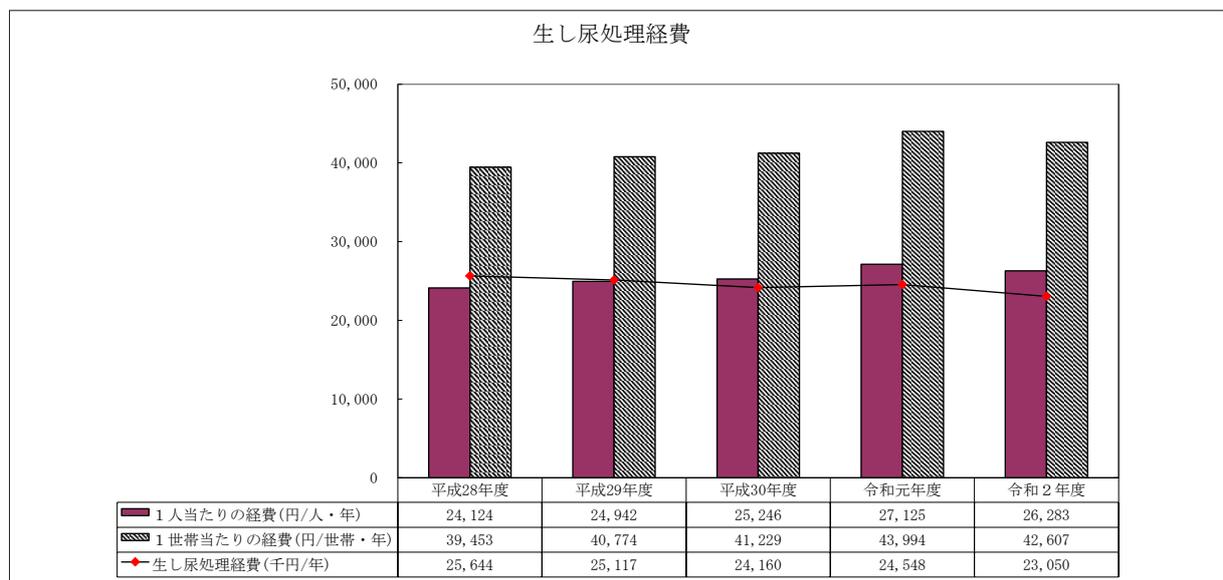
収集先	収集頻度	収集方法	搬入先
汲取り家庭	年間契約回数	直接収集	新川広域圏事務組合 クリーンぽ〜と
汲取り事業所	年間契約回数		
仮設トイレ	随時		

4 生し尿中間処理の現状

生し尿処理施設の概要については、表4（P19.）のとおりです。

5 生し尿処理経費

本町における生し尿処理経費については、新川広域圏事務組合管理による処理場維持管理費、処分費及び計画収集による生し尿収集運搬費になります。



6 生し尿処理人口及び世帯数の予測について

(1)減少化につながる要因項目

平成 9年 入善町下水道事業着手

平成 12年 11月 農業集落排水を処理する小摺戸浄化センター供用開始

平成 13年 4月 単独処理浄化槽の新設禁止

9月 公共下水道を処理する入善浄化センターが供用開始

平成 18年 2月 単独処理浄化槽の設置禁止

⇒これ以降、合併浄化槽の設置のみ可能となる

平成 21年 4月 入善町全域が下水道処理認可区域に指定される

⇒これ以降、入善町合併処理浄化槽設置事業補助金の交付対象外となる。また、建築確認（新築・改築）申請をする際は、下水道の設置が義務化される。

(2)今後の予測について

今後ますます下水道の水洗化率が上がり、それとは反比例する形で、生し尿汲み取り及び浄化槽は減少の一途をたどることが予測される。

7 生し尿の適正な収集運搬体制の整備について

下水道の整備推進に伴い、生し尿汲み取り世帯が減少し、点在化が進み、収集運搬業務の効率低下が進んでいるため、広域での収集運搬体制を検討します。